

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日
のときは、
翌日)
の翌日

目 次

◇人委規則

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第一号

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和四十五年八月鳥取県人事委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「参事」の下に「主査」を加える。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「、室長」を削る。

第四条第一項第五号中「職員厚生課の職員診療所の所長及び医師、」を削り、同条第二項第六号を削り、同条第三項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二の二等級の項に次の一号を加える。

三 困難な業務を処理する主査の職務

別表第三の二の三等級の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 主査の職務

別表第三の三の二等級の項第三号を削る。

別表第三の六の一等級の項に次の一号を加える。

五 高度の知識経験に基づき研究を行う専門研究員又は専門学芸員の職務

別表第三の六の二等級の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 専門研究員又は専門学芸員の職務

別表第三の七の一等級の項第二号中「整肢学園の」の下に「困難な業務を処理する」を加え、同表の二等級の項第二号中「整肢学園の」の下に「園長又は」を加え、「又は副医長」を「若しくは副医長」に改める。

別表第三の八の特二等級の項に次の一号を加える。

四 困難な業務を処理する技幹の職務

別表第三の八の二等級の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

別表第二の警察の警察署の項中

署 長	副 署 長	鳥取警察署 及び米子警 察署の刑事 課長	調 査 官
次 長	鳥取警察署 及び米子警 察署の刑事 課長以外の 課長	対 策 官	専 門 官
次 長	鳥取警察署 及び米子警 察署の刑事 課長以外の 課長	対 策 官	専 門 官

を

署 長	副 署 長	刑 事 官	調 査 官
次 長	課 長	対 策 官	専 門 官
次 長	課 長	対 策 官	専 門 官

に改める。

別表第五の知事の事務部局の項二等級の欄中

室 長 を 専門研究員

に改め、同項三等級の欄中

科 長 を 科 長 に改め、同表

の教育委員会の事務部局の項二等級の欄中

課長補佐 を 課長補佐 専門学芸員

に改める。

別表第六の知事の事務部局の地方機関の項中

整肢学園 園 長

を 整肢学園 園 長 園 長

に改め、同表の知事の事

務部局の本庁の項を次のように改める。

本 庁	課 長		
-----	-----	--	--

別表第七の知事の事務部局の共通の項二等級の欄中

薬剤師 を

技 幹 薬剤師 に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、同年三月二十八日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

項中

北九州事務所	大阪事務所	
所	次	所
長	長	長
三種	三種	二種

を

大阪事

課 長
 婦人青少年室長
 全国身体障害者スポーツ大会準備室長
 企業診断室長
 団体検査室長
 専門技術員室長
 検査専門員
 農業構造改善員
 農業技術調整員

別表の知事の事務部局の本庁の項中

に改め、同表の知事の事務部局の地方機関の

課 長
 婦人青少年室長
 企業診断室長
 団体検査室長
 専門技術員室長
 検査専門員
 農業構造改善員
 農業技術調整員

を

大学校	部	次	校
長	長	長	長
			三種

に、

林業試験場

農業経営大学校
次 校
長 長
三種

に、

農業

長	長	長
四種	三種	一種

を

整肢学園			
総 婦 長	事 務 長	園 長	園長(人事委員会が承認したものに 限る。)
四種	三種	二種	一種

務 所	
次	所
長	長
三種	二種

に、

整肢学園		
総 婦	事 務	園

長 三種

を

林業試験場

次 場 長 長

三種

に、

土木出張所

を

土木事務所

に改め、同

表の警察の警察署の項中

署 長	副 署 長	刑 事 課 長
（鳥取警察署及び 米子警察署の刑事 課長に限る。）		

を

署 長	副 署 長	刑 事 官
-----	-------	-------

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、警察の警察署の項の改正規定は、同年三月二十八日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第六号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

西伯郡大山町豊房二〇五二番地	大山小学校香取分
西伯郡名和町大字加茂一八〇三ノ五番地	名和小学校神田分

校 二級	校 二級
------	------

を

西伯郡大山町豊房二〇五二番地	大山小学校香
----------------	--------

取分校 二級 に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第七号

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則（昭和三十九年十二月鳥取県人事委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号ホ中「農業経営大学校」を「農業大学校」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第八号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十四年二月鳥取県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「農業経営大学校」を「農業大学校」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第九号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条の表の一級の項中「並びに整肢学園の園長」を削り、同表の二級の項中「副院長」の下に「並びに整肢学園の園長」を加え、同表の五級の項中「衛生研究所及び職員診療所」を「及び衛生研究所」に改める。

第九条の十六の見出し及び同条第二項中「農業経営大学校実習指導業務従事職員」を「農業大学校実習指導業務従事職員」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の項中

大阪事務所	連絡、情報収集、調査、宣伝、工場誘致又は公用自
北九州事務所	連絡、情報収集、調査、宣伝又は公用自

大阪市の区域	伝、紹介、斡旋、物産展示 動車の運転
北九州市の区域	伝、紹介、斡旋、物産展示

を

大阪事務所	連絡、情報収集、工場誘
大阪事務所	販売又は公用自

集、調査、宣伝、紹介、あつ旋、物産展示致又は公用自動車の運転

に、

土木出張所	
-------	--

を

土木事務所	
-------	--

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中「主査」を削り、同表の知事の事務部局の北九州事務所の項を削り、同表の知事の事務部局の農業経営大学の項を次のように改める。

農業大学校	校長 次長
-------	-------

別表の知事の事務部局の林業試験場の項中

場長 総務課長

を 場長 次長 総務課長 に改め、同表の知事の事務部局の土木出張所の項を次のように改める。

土木事務所	所長 課長
-------	-------

別表の教育委員会の事務部局等の教育委員会事務局の本庁の項中「主査」を削り、同表の備考中5を削り、6を5とし、7から10までを6から9までとする。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。